

## ○聖カタリナ大学試験に関する規程

（目的）

**第1条** この規程は、聖カタリナ大学学則第41条に基づき実施する試験に関し、必要な事項を定める。

（試験の種類）

**第2条** 試験の種類は、学則第41条第1項で定める定期試験、臨時試験の他、追試験、再試験とする。

（試験の方法）

**第2条の2** 試験の方法は、筆記試験、レポート試験、web試験（修学支援システム「ユニバーサルパスポート」等のインターネットを利用した試験）、実技試験並びにその他の方法とする。試験の方法は科目担当教員が定める。

（定期試験）

**第3条** 定期試験とは、学年暦に定められた期間に実施する試験又は最終授業において実施する試験をいう。

（臨時試験）

**第4条** 臨時試験とは、科目担当教員が学期の途中に必要なに応じて行う試験をいう。

（追試験）

**第5条** 追試験とは、公認欠席及びその他やむを得ない事由のため、定期試験を受けられなかった者に対して実施する試験をいう。

2 追試験の受験を希望する者が、担当教員に願い出て、認められた場合は追試験を受けることができる。追試験の点数は、実点の8割とする。

ただし、公認欠席扱いを受けた場合の追試験の点数は、原点のままとする。

3 追試験を受けようとする者は、原則として定期試験実施の事前又は事後3日以内（土・日・祝日を除く）に本人が「追試験願」を提出し、所定の手続きを行わなければならない。なお、「追試験願」は看護学科以外の学生は教務課へ、看護学科の学生は事務室へ提出するものとする。

4 追試験を願い出るときは、試験手数料（1科目につき1,000円）を前納しなければならない。ただし、公認欠席扱いを受けた場合の試験手数料は不要とする。

## （再試験）

**第6条** 再試験とは、定期試験において不合格となった者に対して実施する試験をいう。

- 1 社会福祉学科、人間社会学科及び健康スポーツ学科の学生の再試験は、次の各号に定めるところによる。
  - （1）卒業年次に限り、卒業要件もしくは資格取得に関する科目についてのみ、本人の願い出により、学業成績判定資格を有する科目の再試験を行うことがある。
  - （2）再試験の願い出が可能な単位数は、前学期・後学期合わせて6単位以内とする。
- 2 看護学科の学生で定期試験において不合格となった者は、担当教員に願い出て、認められた場合は再試験を受験することができる。
- 3 再試験を受けようとする者は、成績通知日以後3日以内（土・日・祝日を除く）に本人が「再試験願」を提出し、所定の手続きを行わなければならない。なお、「再試験願」は看護学科以外の学生は教務課へ、看護学科の学生は事務室へ提出するものとする。再試験の成績は、可（60点を超えない）又は不可とする。
- 4 再試験を願い出るときは、試験手数料（1科目につき1,000円）を前納しなければならない。

## （定期試験の受験資格）

**第7条** 次の各号に該当する場合は、受験資格がないものとする。

- （1）履修登録をしていない科目。
- （2）出席時数が当該科目の授業時数の3分の2に満たない科目。ただし、欠席の理由がやむを得ない事情によるものと認められたときは、その科目の担当教員の承認を得て、特別補講等の指導を受けたうえで受験を許可することがある。
- （3）授業料未納者の全履修科目（延納を願い出て許可された場合を除く）。
- （4）その他教授会において、受験資格がないと認めた場合。

## （成績評価）

**第8条** 成績評価は100点を満点とし、59点以下を不合格とする。

2 前項の成績評価の区分は、次のとおりとする。

90～100点……秀

80～89点……優

70～79点……良

60～69点……可

59点以下……………不可（不合格）

（不正行為）

**第9条** 定期試験、追試験、再試験において不正行為をした場合は、次の各号のとおり取り扱う。

- （1）前学期に不正行為をした場合は、履修登録科目のうち前学期科目及び通年科目の全ての科目について単位認定を行わない。
- （2）後学期に不正行為をした場合は、履修登録科目のうち後学期科目及び通年科目の全ての科目について単位認定を行わない。
- （3）8回授業の科目や集中講義等、学年末又は学期末以外に実施される定期試験、追試験、再試験においても、前2号同様の取り扱いとする。

2 臨時試験において不正行為をした場合は、当該科目に限り科目担当教員の判断で取り扱うこととする。

3 不正行為をした者は、学則第51条に定める処置を行うことがある。

（規程の改正）

**第10条** 本規程の改正は、教務委員会及び教学マネジメント委員会の議を経て教授会が行う。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学生から適用する。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日の前日に在学する学生については、改正後の定めにかかわらず、なお、従前の例による。

**附 則**

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 4成績表示方法については、平成29年度入学生から適用する。ただし、3年次編入学生については、平成31年度入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。